**平成２６年（フ）第７２８４号**
東京都世田谷区駒沢５丁目21―９
債務者　真田　拓也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３０４号**
東京都杉並区下高井戸４丁目２―26
債務者　高木　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３３１号**
東京都江戸川区西小松川町33―８―203
債務者　秋山　峰寿
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３３９号**
埼玉県三郷市早稲田２丁目20―１―103
債務者　川守田清文
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３４４号**
東京都江戸川区江戸川２丁目31　江戸川二丁目アパート22―801
債務者　渡邊　由香（旧姓檀崎）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６０号**
埼玉県所沢市喜多町１―２―101
債務者　根岸　典子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６１号**
東京都大田区矢口１丁目28―19―301
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６５号**
東京都荒川区南千住７丁目24―24―729
債務者　小山内雅志
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６６号**
東京都練馬区三原台２丁目20―13―101
債務者　仁平　　正
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６８号**
東京都板橋区小茂根３丁目８―18―102
債務者　小山　里織
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３６９号**
千葉県市川市新田３丁目21―３　フローラルマキノ408、住民票上の住所福岡県筑紫野市針摺中央２丁目14―10―404
債務者　小林百合子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３７４号**
東京都中野区野方５丁目32―４
債務者　菊地　時雄
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３７８号**
千葉県市川市福栄３丁目20―17―415
債務者　高山　雄嗣
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３８１号**
東京都福生市加美平４丁目１―15―104
債務者　高橋　義行
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７３８２号**
東京都大田区東馬込１丁目45―３―206
債務者　山口　覚史
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部